

平成30年度安城市認可保育所設置・運営事業者公募に関する質問・回答

Q1	建物のリースは、公募の対象となりますか？
A1	募集要項p.1 2(4)イに記載のとおり建物は法人が建設することが要件となるため、公募の対象外となります。
Q2	延長保育事業は必須であるか？開園時間を11時間にすること。
A2	募集要項p.2 2(5)に記載のとおり、実施は必須です。また、延長保育事業に係る時間の短縮もできません。
Q3	延長保育事業を市内の他の既存園が代わりに行うことは可能か？
A3	延長保育事業は、新たに開園する保育所等にて実施が必須な事項として定めています。そのため、市内の既存園にて代替することはできません。
Q4	敷地内にて認可保育所またはこども園の運営に支障のない範囲で別棟を建てるなどし、企業主導型保育事業など職員向けの認可外保育所を設置することは可能か。農地転用を予定しているため、農務課、建築課等の確認も含めて回答をいただきたい。
A4	募集要項の内容に支障がないのであれば可能です。ただし、認可外保育所の設置に係る各課への確認は、募集要項に関連する事項ではないため回答出来かねます。
Q5	補足資料a.b.c.dは既存園の平成30年度の資料で良いか。法人に関する書類の、hの決算書とは何を指すか。(gの書類と別のものか)
A5	提出書類a.b.c.dは、既存園における平成30年度資料の提出をお願いします。また、提出書類hの決算書とは、法人の決算に使用した各種書類(資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録など)であり、一般的にはgも含まれております。審査の都合上、gとして別に項目を設けましたが同一の書類です。
Q6	早朝、延長保育の実施時間が長いですが、朝食、夕食の提供についてはどのように考えれば良いか。市内の既に実施している園や、公立園の状況を教えていただきたい。
A6	特に指定はないため、法人でご検討ください。また、公立園の状況としては、朝食は提供しておらず、延長保育は実施時間が午後7時までですが、夕方に少量のおやつ(せんべい数枚など)を提供しております。
Q7	3歳児は2クラスの開設を想定とありますが、25名を2クラスに分けるということですか？その場合にクラスを完全に分離すべきか、間仕切りが良いのか方針をご教授ねがいます。
A7	3歳児は、計25名を2クラスに分けることを想定しております。また、分離手段については、壁を隔てるなど完全に分離することを想定しております。